

# 記入見本《許可の申請の場合》

青文字：記入例  
赤文字：注意・説明

提出部数：正本1通及びその写し2通

様式第1号（第1面）

（日本産業規格A列4）

※ 許可番号	
※ 許可年月日	年 月 日
※ 許可有効期間更新	

記入しないこと

## 労働者派遣事業許可有効期間更新申請書

消す

申請日 令和5年11月20日

厚生労働大臣 殿

住所不要

株式会社山口労働  
申請者 代表取締役 中河原 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第5条第1項  
第10条第2項

【誓約内容の要約】

申請者（役員）は、  
・ 欠格事由に該当しない  
・ 精神機能障害により認知、判断等ができない場合、医師の診断書を添付すること  
派遣元責任者は、  
・ 未成年ではない  
・ 欠格事由に該当しない  
・ 派遣元責任者講習修了  
・ 精神機能障害により認知、判断等ができない場合、医師の診断書を添付すること

許可有効期間更新を申請します。

消す

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（第3号を除く。個人にあっては第3号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。  
また、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

1 氏名又は名称	かぶしがいしゃ やまくらうどう 株式会社 山口労働		個人：氏名 法人：事業主名称
2 住所	〒(753-0000) 山口県山口市中河原町0番地0		事業主住所(法人：登記事項証明書どおり)・電話番号 (083)995-0000
3 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	4 全労働者数 10
5 産業分類	名称 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	分類番号 2823	申請日の前月末日現在
6 役員の氏名、役名及び住所(法人の場合)	主たる事業の細分類の名称		細分類番号(4桁数字)
代表者	氏名	役名	住所
	なかがわら 太郎	代表取締役	山口県山口市中河原2丁目00番地
	中河原 太郎	取締役	山口県山口市中河原2丁目00番地
	かながわら じろう	取締役	山口県山口市中河原2丁目00番地
	中河原 次郎	取締役	山口県山口市中河原2丁目00番地
	いらのさか こうたろう	取締役	山口県山口市後河原1丁目00番地の0-201 メゾン火垂
	一ノ坂 光太郎	取締役	山口県山口市後河原1丁目00番地の0-201 メゾン火垂
	「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」に記載の役員(社外取締役・監査役含む)全員を記載		「住民票の写し」の住所どおり

日本標準産業分類  
(総務省HPより検索  
出来ます)

【役員が7名を超える場合】

この範囲を活用し  
別紙にして全員を  
記載。  
この際、この様式  
には「別紙のとおり」と記載。

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

【許可手数料】(収入印紙)

- ・ 労働者派遣を行う事業所数が1つの場合=12万円
- ・ 労働者派遣を行う事業所数が2つの場合=17万5千円(12万円に5万5千円を加えた金額)
- ・ 以降1事業所増えるごとに5万5千円を加算

申請書類を提出の際、法務局等にて購入の上、貼付せずにご持参ください。

表① 中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

(第2面)の記入範囲  
 ・許可申請する事業所数が1の場合 = 赤太線枠内  
 ・許可申請する事業所数が2の場合 = 赤太線枠内に加え赤太破線内  
 ・許可申請する事業所数が2を超える場合 = 2事業所をこの用紙に記載し超える事業所をこの様式(第2面)の写しに記載して添付

様式中の各担当者の人数が、記入枠を超える場合は、この様式(第2面)の写しに記載して添付

様式第1号(第2面)

(日本産業規格A列4)

7 労働者派遣事業を行う事業所に関する事項

(ふりがな)		② 事業所の所在地	
① 事業所の名称		〒( 753-0000 )	
かぶしきがいしゃ やまぐちろうどう じゆきゆうじぎようしよ		山口県山口市河原町0番地00	
株式会社 山口労働 需給事業所		( 083 ) 995 - 0000	
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等  
 「特定製造業務」=物の製造業務(物の融解、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務)であって、育児休業等取得者の代替業務及び介護休業取得者の代替業務を除く業務をいう。

(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏名			<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
いちのさか こうたろう	学業部長	山口県山口市河原1丁目00番地の0-2	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
一ノ坂 光太郎		01メゾン火垂		

派遣元責任者と役員が同一である場合は、住民票の写し及び履歴書の添付は不要  
 事業所ごとに専属の派遣元責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、派遣元事業主(法人の場合は、監査役や会計参与を除く役員)の選任を妨げない。  
 「専属」=他の事業所の派遣元責任者と兼任しないという意味。  
 兼務の場合○印

「キャリアコンサルティングの担当者」  
 労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うこと  
 希望する全ての派遣労働者に教育訓練の内容・実施形態等について説明できること

⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦備考
(ふりがな)	職名	(ふりがな)	職名	
氏名		氏名		
派遣元責任者兼務の担当者以外の場合記入する。		ひらかわ りょうこ	総務担当	
		平川 涼子		

「派遣元責任者の職務代行者」  
 派遣元責任者不在時等の職務を代行する者  
 自社雇用者であれば良い(経歴・資格不要)。

⑧ 事業所枝番号(更新の申請時のみ記載) 空欄 ※

(ふりがな)		② 事業所の所在地	
① 事業所の名称		〒( )	
		( ) -	
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏名			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦備考
(ふりがな)	職名	(ふりがな)	職名	
氏名		氏名		

⑧ 事業所枝番号(更新の申請時のみ記載) ※

8 許可年月日 年 空欄 月 日 9 許可番号 空欄

10 事業開始予定年月日 令和 6年 2月 1日 申請日から3月後の月の1日かそれ以降の1日(お急ぎの場合相談下さい)

11 その他 担当者: 総務担当 平川涼子 083-995-0000 許可申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先を記載